

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から40年3月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。国民年金制度発足と同時に弟と弟の妻と一緒に3人で加入し、母が毎月3人分の保険料を一緒に納付してくれていたのに、私だけ申立期間が未加入となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、病気の申立人に代わりその弟が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和35年10月1日に資格取得し、40年3月10日に、38年4月10日までさかのぼって資格喪失した記録となっているが、申立人には被用者年金(厚生年金保険、共済組合等)へ加入した事実はなく、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失する特段の理由は見当たらない。

また、申立人及び弟夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和35年10月に連番で払い出されており、申立人の弟は、申立人及び弟夫婦の国民年金保険料については、経営していた書店の売上金で母がまとめて納付していたと強く主張しており、事実、申立人と弟夫婦の納付記録は、申立期間を除いておおむね一致しており、申立人の母が、申立期間について、3人の保険料のうち申立人の保険料のみを納付していないのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間以外に未納又は未加入となっている期間はなく、申立人と共に書店を経営していた弟夫婦にも未納期間は無く、申立人

及び弟夫婦の納付意識は高かったと考えられる。

加えて、国民年金被保険者名簿によれば、3人の昭和36年度及び弟の38年度の保険料の各納付日は、昭和45年3月26日と記録されているが、この納付日は保険料を納付できる期限を経過した日付であるほか、特例納付実施期間でもなく、申立人ら3人の年金記録には過誤が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA県B局（現在は、A県C局）における資格取得日に係る記録を昭和42年12月1日、資格喪失日に係る記録を43年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を42年12月から43年3月までは1万4,000円、43年4月から同年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月1日から43年8月1日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A県B局D課で臨時的任用職員として勤務し、給与から健康保険料、厚生年金保険料が天引きされていたことを覚えている。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A県が保管する申立人の人事記録から、申立人が申立期間においてA県B局に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

A県は、「昭和39年7月以降、2月以上の雇用期間を定めて任用される臨時的任用職員については厚生年金保険の加入対象としている。」としており、申立人は、申立期間に臨時的任用職員として勤務し、厚生年金保険の加入対象であったものと考えられる。

さらに、被保険者資格の得喪の届出及び保険料の納付についてA県は「保存期間経過により関係書類は廃棄されており、手続等の状況は不明であるが、申立期間に臨時的任用職員として勤務し、保険料を控除していたと考えられる。控除した保険料については機械的に納付しており、保険料については社会保険

事務所に納付したはずである。」としていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA県B局に勤務していた同年代の臨時的任用職員の社会保険事務所の記録から、昭和42年12月から43年3月までは1万4,000円、43年4月から同年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したはずであると主張しているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月から43年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA県立B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A県立B事業所で臨時的任用職員として勤務しており、当時、一緒に臨時的任用職員として勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があり、私には厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A県が保存する申立人の人事記録から、申立人が申立期間においてA県立B事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

A県は、「昭和39年7月以降、2月以上の雇用期間を定めて任用される臨時的任用職員については厚生年金保険の加入対象としている。」としており、申立人は、申立期間に臨時的任用職員として勤務し、厚生年金保険の加入対象であったものと考えられる。

さらに、被保険者資格の得喪の届出及び保険料の納付についてA県は「保存期間経過により関係書類は廃棄されており、手続等の状況は不明であるが、申立期間に臨時的任用職員として勤務し、保険料を控除していたと考えられる。控除した保険料については機械的に納付しており、保険料については社会保険事務所に納付したはずである。」としていることから、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA県立B事業所に勤務していた同年代の臨時的任用職員の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したはずであると主張しているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月ごろから 51 年 1 月 1 日まで
② 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 8 月ごろまで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社B支社での厚生年金保険の記録が昭和 51 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までとの回答であった。同社には 50 年 8 月ごろから 52 年 8 月ごろまで勤務したはずなので納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社（以下「本件事業所」という。）の後継会社であるC社B支社には、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されていない。また、本件事業所が昭和 51 年 12 月 30 日以降に在籍した者について作成している入社台帳（在籍者の勤務期間を記載したもの）には申立人の氏名は無く、これら関係資料から申立人の各申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げている申立期間当時の同僚及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間当時、本件事業所で被保険者資格を取得していたことが確認できる者に照会したが、申立人が本件事業所に勤務していたことを記憶している者はいるものの、勤務期間については不明としており、これらの者の供述からも申立人の各申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立人は、昭和 50 年 8 月ごろに入社した後、外交員になるための試験に合格するまでの 3 か月程度は見習期間であったと供述しているところ、申立期間当時の同僚及び事務職員は、外交員には入社後約 3 か月

間の見習期間があり、見習期間については厚生年金保険に加入していなかったとしており、事実、勤務期間の確認ができた同僚の被保険者記録をみると、入社して3か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、本件事業所では、外交員については、見習期間中は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、上記後継会社が保管する厚生年金保険の資格取得・喪失者一覧表によると、申立人については昭和51年1月1日に資格取得し同年5月1日に資格喪失した旨の届出を行ったことが確認でき、この資格得喪日は、本件事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の日付とも一致している。

その上、各申立期間において、本件事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない上、オンライン記録によると申立人は、本件事業所に勤務していたと主張する昭和50年8月から52年8月までの期間は国民年金に加入し、付加保険料を含めて納付している（昭和51年1月から同年4月までの保険料は平成21年4月に還付されている。）。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 45 年 5 月まで
② 昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 12 月から平成 2 年 6 月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①については、A社B工場で、申立期間②については、C社で、申立期間③については、個人が経営する飲食店Dで勤務していたのに、各申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社B工場で勤務していたとしているが、A社の継承会社であるE社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を既に廃棄しており、これら関係資料から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は同僚の姓を記憶しているところ、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該姓を称する被保険者6人に照会したが、いずれも申立人のことを知らないとしており、申立人の申立期間における勤務実態について、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

申立期間②について、申立人はF区に所在するC社に勤務していたとしているが、オンライン記録では、F区において、同事業所及び類似名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらないほか、商業登記の

記録も確認できない。

また、申立人は当時の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は個人が経営する飲食店Dで店長として勤務していたとしているが、オンライン記録では、同事業所及び類似名称の事業所は適用事業所として見当たらない。

また、申立人が氏名を挙げている事業主及び同僚からも申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、上記同僚は、申立期間③当時国民年金に加入している。

このほか、各申立期間について申立人の雇用保険への加入記録は確認できない。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 31 日から 19 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 14 年 4 月から海軍航空隊に入隊した 19 年 9 月まで継続して A 社 B 工場に勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の健康保険の記録及び当時の同僚の供述から、申立人が申立期間に継続して同工場に勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和 17 年 1 月施行の労働者年金保険法は、厚生年金保険法に改正され、19 年 6 月に同改正法が施行されるまで、一般被用者のうち工場などで働く男子労働者（主として肉体的労働に従事する者）のみを被保険者の対象としていたところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録では、17 年 10 月 31 日の資格喪失原因欄に「事務員」と記載されていることから、労働者年金保険の被保険者の対象にならなかったため、同保険の被保険者資格を喪失したと考えられる。

また、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、上記のとおり同年 10 月 31 日に喪失した後、再度 19 年 6 月 1 日に取得していることが確認でき、これはオンライン記録と合致する。さらに、19 年 6 月 1 日の厚生年金保険法施行に伴い新たに厚生年金保険の被保険者記号番号が付されたことを示

す「改」の表示に丸印が付されているゴム印が押されていることから、17年6月1日の資格取得後、労働者年金保険の被保険者資格を喪失していたものと考えられる。

加えて、A社B工場の当時の同僚に照会したところ、申立人を知っている5人のうち3人は「自分と同様に工員として勤務していたと思う。」としている一方、2人は「事務員だったのではないか。」と供述しており、申立期間における申立人の当該事業所での職種等については確認できなかった。このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。